

# 上三川町第8次総合計画策定業務等委託に関する公募型プロポーザル審査要領

## 1 目的

上三川町第8次総合計画を策定するため、高度な専門知識やノウハウを持つ適切な事業者を公募型プロポーザルで選定するにあたり、審査要領を策定することで円滑な審査と、審査の透明性を確保することを目的とする。

## 2 選定主体

プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）により審査を実施する。

## 3 選定の形式

- (1) 1次選定 書類審査
- (2) 2次選定 プレゼンテーション審査

## 4 審査対象者

### (1) 1次選定対象者

上三川町第8次総合計画策定業務等委託に関する公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する参加資格を承認された事業者で、期限内に必要な書類の全てを提出した事業者

### (2) 2次選定対象者

1次選定した上位3事業者

## 5 選定の方法

### (1) 1次選定の方法

1次選定として企画提案書等提出書類を別表上三川町第8次総合計画策定業務等委託に関する公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）の基準に基づき審査、採点し、総得点が高い順に3事業者を選定するものとする。

### (2) 2次選定の方法

1次選定した上位3事業者によるプレゼンテーションを2次選定として実施する。プレゼンテーションの内容を審査、採点し、総得点の高い順に交渉権第1位及び第2位の候補者各1事業者を選定する。

### (3) その他

ア 1次選定の段階で3位の事業者が複数あった場合には、「見積金額」の最も少ない事業者を1次選定する。「見積金額」も同額の場合は、「企画提案書」、「業務経歴」、「業務の実施体制」、「全体スケジュール」、「課題提案」の順で審査し、点数の高い事業者を1次選定事業者とする。

イ 2次選定の段階で1位の事業者が複数あった場合には、「課題提案」の小計の点数が高い事業者を交渉権第1位の候補者とする。「課題提案」の点数についても同点の場合は「見積金額」、

「企画提案書」、「業務経歴」、「業務の実施体制」、「全体スケジュール」、「プレゼンテーション能力」の順で審査し、点数の高い事業者を交渉権第1位の候補者とする。

ウ 参加提案者が1事業者の場合にあっても、1次選定、2次選定を実施し、その各々において提案内容が審査基準を満たすと認められる場合（※）は、その事業者を候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

※ 「審査基準を満たすと認められる場合」とは、総得点の7割以上の得点であった場合。

エ 1次選定した上位3事業者がなんらかの事情で全て辞退したときは、プロポーザルを中止する。